

2019年 日本大学法学部オープンキャンパス

模擬裁判

～建築外観デザイン事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第4期生

令和元年7月14日判決言渡 同日原本領収
平成31年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和元年5月10日

裁判所書記官 鈴木 理緒

判 決

原 告 神 宮 寺 紫 苑

同訴訟代理人弁護士 福 井 沙 季
同 伊 藤 成 美
同 上 原 純 霞
同 織 茂 輝 羅 々
同 山 中 桃 子
同 小 林 智 子

被 告 株 式 会 社 岩 丸 建 設

上記代表者代表取締役 岩 丸 和 光

同訴訟代理人弁護士 後 藤 雅 弘
同 岩 下 龍 太 郎
同 木 村 佳 歩
同 澤 渡 光
同 田 邊 ち ひ ろ

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告が別紙物件目録記載の建物について、著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認。
- 2 別紙「通知目録」記載1の通知先に同目録記載2の内容を通知。
- 3 日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国朝刊版に、別紙「謝罪広告目録」記載1の謝罪広告文を同目録記載2の掲載条件により1回掲載。
- 4 別紙「写真の著作物目録」記載の著作物を別紙「ウェブサイト目録」記載のインターネット上のウェブサイトから表示の停止。
- 5 別紙「写真の著作物目録」記載の著作物を、インターネット上の別紙「ウェブサイト目録」記載のウェブサイトからの削除。
- 6 (株)岩丸建設は、原告に対し、金200万円及び訴状通達の日から翌日から支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員の支払。
- 7 訴訟費用は被告の負担。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、建築設計等を目的とするデザイン事務所のデザイナーである原告が、判決別紙「物件目録」記載の建物（以下「本件建物」という。）について、自らがその共同著作者（主位的主張）又は本件建物を二次的著作物とする原著作物（原告設計資料〔甲5, 6〕, 及び原告模型〔甲7〕に基づく原告の提案内容）の著作者（予備的主張）であるにもかかわらず、〔1〕被告岩丸建設が、本件建物の著作者を同被告のみであると表示してデザイン賞に応募し、同表示に基づいて賞を受賞したこと（本件各受賞）や、〔2〕原告が自己のホームページに別紙「写真の著作物目録」記載の著作物（以下「本件写真」という。）を掲載していたところ、インターネット上の短文投稿サイト「ツイッター」において、原告の著作物である本件写真が氏名不詳者により無断でアカウントのホームカバー画像として用いられ、氏名不詳者により盗作と疑われてしまう旨のツイートをされ（甲11）、被告および氏名不詳者らにより無断で上記ツイートについての本件リツイートがされ（甲12）、被告のアカウントのタイムラインに表示されたことが、それぞれ原告の有する著作者人格権（氏名表示権）著作権（翻案権, 公衆送信権,）を侵害したと主張して、被告に対し、上記の各請求を行う事案である。

2 争点

- (1) 原告は本件建物の「共同著作者」か。（争点1）
- (2) 原告は本件建物の「原著作物」の「著作者」か。（争点2）
- (3) 本件リツイート行為は著作権侵害に当たるのか。（争点3）

3 当事者の主張

(1) 争点1・原告は本件建物の「共同著作者」かについて

【原告の主張の要旨】

ア 原告は、平成28年9月、「Koji Sawamoto Paris」の事務所にて、被告と訴外澤本幸二（以下、訴外澤本という。）に対し、原告設計資料及び原告模型図を作成し、設計案を提案し、同日行われた打ち合わせ（以下「本件打合せ」という。）において原告設計資料及び原告模型に基づき上記設計案を説明した。なお、被告岩丸建設が立体形状の毘沙門亀甲柄をもとにした格子柄を用いた光の表現を含む外観設計を提案したことはない。被告は、本件打合せにおいて原告との共同設計を拒否したが、原告設計資料を持ち帰っており、その後、訴外澤本からは、「毘沙門亀甲柄」のパターンを参考にした設計も検討するよう依頼され、「毘沙門亀甲柄」を白色立体格子にしたファサード上部の設計を完成させている。

イ 仮に、被告が原告設計資料を持ち帰らなかったとしても、被告は、本件打合せにおいて、原告の提案内容の説明を受けている。また、著作物を共同創作したといえるためには、有形・無形を問わず、創作過程において第一次的に関与した者の成果を利用又は改良して最終的に著作物を完成させれば足りるから、本件建物の外観設計についても、原告が関与した創作的部分を利用又は改良して被告岩丸建設なりの創作的部分が付加された場合も、共同創作の事実が認められると解すべきである。完成した本件建物と原告の提案内容は、非常に酷似している。具体的には、本件建物の外観上部に用いられている立体形状の「毘沙門亀甲柄」の部分である。このような事情に照らせば、仮に、被告が原告設計資料を持ち帰っていなかったとしても、被告岩丸建設は、原告の提案内容の創作的表現に基づき、本件建物の外観設計を完成させたといえる。

【被告の主張の要旨】

ア 著作者とは、「著作物を創作する者」であり、「創作する者」とは、作品の形成にあたって、その者の思想、感情を創作的に表現したと評価される程度の活動をするをいうから、アイデアやヒントを提供したりすることによって何らかの関与をしても、その者の思想や感情を創作的に表現したと評価される程度の活動をしていなければ「創作する者」とはいえない。

原告設計資料は、外装スクリーンの寸法の記載がなく、格子の配列、向き、ピッチ、密度、隙間、格子の幅、厚さ、断面形状、表面処理について具体的な指定がされておらず、建築物の基本設計といえない上、「毘沙門亀甲柄」は、各種商品から壁面に至るまで、既に多くの用途に用いられる一般的な図柄であり、建築の一般的な図柄集にも記載されるありふれたものである。したがって、原告は、本件建物の外装スクリーンに組亀甲を用いるというアイデア又はヒントを建築主に提示したにすぎず、作成者の思想、感情を創作的に表現したとはい

えない。以上によれば、原告が、本件建物の設計について創作的に関与したとはいえない。

イ 被告は、本件打合せで原告と会ったが、原告からの共同設計の提案を明確に拒否し、原告設計資料も受け取ることなく退席しており、その後、原告と接触したことや資料の受渡し、協議を実施したこともない。また、被告は、本件打合せの後、訴外澤本から引き続き同被告が単独で設計業務を続けるように指示され、一貫して自己の考える設計作業を継続してきた。このように、被告が、原告と共同で作業したことやその提案内容に依拠して設計を行ったことはない。

(2) 争点２・原告は本件建物の「原著作物」の「著作者」かについて

【原告の主張の要旨】

ア 仮に、原告が、本件建物の共同著作者であるとは認められないとしても、被告岩丸建設は、原告設計資料及び原告模型に基づく提案内容を翻案して本件建物を創作しているから、本件建物は、上記提案内容を原著作物とする二次的著作物に当たり、原告は、二次的著作物である本件建物の原著作物の著作者である。

イ 原告設計資料及び原告模型に基づく原告の提案内容は、本件建物の外観設計のうちの創作的部分を具体的に表現するものであり、これによって表現される建物は、建築の著作物に当たる。

ウ 原告の外観設計に関する上記提案内容で表現される本件建物の表現上の本質的特徴は、①建物外観上部のみを立体形状の「毘沙門亀甲柄」にし、下部のガラス面を残していること、②立体形状の「毘沙門亀甲柄」の特徴（通常用いられる平面ではなく立体形状を使用し、格子が無地であり、太さが一定の直線から成って各直線の中央に中心線がないこと、格子の最小構成単位が頂点とそこから等間隔で伸びる３本の直線によって構成されていること、格子の間に隙間が存在すること、一面のパネルとされ継ぎ目がないこと）、③格子の間から漏れる光の表現、にあるところ、完成した本件建物の外観には、上記①ないし③の本質的特徴をいずれも看取することができる。

そして、上記のとおり、被告岩丸建設は、本件打合せにおいて、原告の提案に係る表現内容を認識し、これを前提として創作的表現を付加し、本件建物の外観設計を完成させた。

エ 以上によれば、原告は、本件建物の原著作物の著作者といえる。

【被告の主張の要旨】

ア 原告は、被告岩丸建設の設計資料を無断で流用し、その外装スクリーン部分のみを修正して原告設計資料を作成しているが、外装スクリーン自体は建築物ではなく、取り外し可能な建築部材であって工業製品である。

また、上記のとおり、原告設計資料は、外装スクリーン部分の具体的寸法の記載がなく、格子の配列、ピッチ、密度、隙間、幅、厚さ、断面形状及び表面処理について具体的な指定がされておらず、この程度の図面では実際に建物を建築することはできないから、建物の基本設計といえる水準にまで達しておらず、外装スクリーンすら製作することはできない。

さらに、建築の著作物といえるためには、純粹美術と同視し得る程度の芸術性を備えた思想又は感情の表現があることが必要であるところ、上記のとおり、原告設計資料は、設計思想の表現された被告岩丸建設の設計図面を流用して、外装スクリーン部分にありふれた古典和柄の伝統文様である「毘沙門亀甲柄」の文様を差し込んだものであり、外装スクリーン部分に「毘沙門亀甲柄」を用いるというアイデアを提示するものにすぎない。

以上によれば、原告の提案内容は、建築の著作物であるとはいえない。

イ 上記で述べたとおり、被告岩丸建設は、原告設計資料を受領しておらず、原告と協議したことも原告設計資料に基づいて設計作業を進めたこともない。

また、原告の被告に対する提案内容与被告岩丸建設の設計内容は、外装スクリーンの内容、建物の外観、建物内部からの外装スクリーンの見え方なども全く異なり、本質的部分が相違している上、設計思想は全く別物である。

原告は、本件打合せ時点で、訴外澤本に対し、アルミキャストによる編込み様の2層2方向の立体格子案を提案し、被告岩丸建設は、「毘沙門亀甲柄」も参考にした検討案を設計に含めてほしい旨の訴外澤本の要望に配慮したが、単に伝統的なありふれた和柄である「毘沙門亀甲柄」を用いるのではなく、和柄のイメージを脱却した設計として、毘沙門組亀甲の抽象的特徴である2層3方向立体格子構造の要素のみを抽出して外装スクリーンのデザインに応用することとした。そして、外装スクリーン内での影の見え方にも配慮して格子の配列を横方向にし、格子間のピッチや密度、隙間や格子の部材の幅、厚さ、断面形状に工夫し、単に外装スクリーンの模様のみならず、建物取り付け方法、光源となる照明を含めた総合的な建築表現として独自の設計をしている。

したがって、被告岩丸建設は、原告の提案内容を翻案して本件建物を設計していない。

(3) 争点3・本件リツイート行為は著作権侵害に当たるのかについて

【原告の主張の要旨】

ア 本件リツイート行為のような「インラインリンク」においては、ソースコードがクライアントコンピューター（画像を展開するユーザーのパソコン等）に読み込まれると、指定されたリンク先のファイルの送信が当該ファイルを保存するサーバーに対し自動的にリクエストされ、これに応じて同サーバーからクライアントコンピューターに対し当該ファイルのデータが送信されており、こ

の送信行為が自動公衆送信に該当することは明らかである。そして、ファイルの送信がクライアントの意思によらず自動的に行われ、クライアントからの求めではなくインラインリンク設定者からの求めに応じて行われること、インラインリンクは、単にデータファイルの存在する場所を示すにすぎない通常のハイパーリンクと異なり、当該データファイルがクライアントコンピューター上でリンク元のウェブページと結合するものであって、インラインリンク設定者は当該データファイルを利用しているといえること、リツイートは送信可能化を行ったアップロード者（元のツイートをを行った者）の想定しない利用態様であること、リツイートにより社会的、経済的利益を得るのはリツイートをした者であることなどに照らせば、リツイートの場合、上記送信行為の主体はインラインリンクを設定した者、すなわちリツイートをした者と評価すべきである。

したがって、本件リツイート行為については本件リツイート者を主体とする公衆送信権侵害が成立する。

イ 本件リツイートを行った被告は、本件リツイート行為により、元々作者名が表示されていた本件写真につき、原告の氏名が表示されない方法で本件写真を公衆送信又は公衆伝達により利用しており、氏名表示権（同法19条1項）の侵害が成立する。

【被告の主張の要旨】

ア そもそも本件建物は、岩丸建設の単独著作物なのであって、氏名不詳者のツイートに対し、しかるべき対応を行っただけである。したがって、本件リツイート行為によって原告の氏名表示権を侵害したとはいえない。

イ リンクをクリックするなどのユーザーの行為を介さなければリンク先の情報が表示されない通常の「ハイパーリンク」の場合と同様、「インラインリンク」の場合も、リンク先の情報はリンク元のウェブページを経由することなく直接ユーザーに送信され、リンク元のウェブページにリンク先の情報は送信されず蓄積もされないから、インラインリンクの設定によって著作権侵害が生じることはない。本件リツイート行為についても、本件アカウントの各タイムラインに本件写真が表示されるのは、ツイート画像ファイル保存URLに対するインラインリンクによるものであり、およそ公衆送信権侵害は成立しない。

また、公衆送信権侵害の主体を規範的にみるとしても、被告が本件リツイート行為により本件写真の画像ファイルの送信を管理しているとも、これにより利益を受けているともいえない。さらに、原告の氏名表示がリンク先のアカウントのカバー表示もしくはタイムラインで切除されていたことからリツイートでそのような表示がされたとしても、「インラインリンク」の上記のシステムからすると、リンク元のウェブページを経由しない以上、氏名表示権侵害が起きるはずもなく、したがって、原告の上記主張は全て失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実、証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 当事者

原告は、一級建築士の資格を持ち、自己の神宮寺建設デザイン事務所において商業スペース、オフィス建築物の設計・デザイン等を業とする建築デザイナーである（甲第1号証「ホームページ」）。

被告岩丸建設は、1937年に設立された、建築工事及び土木工事に関する請負、設計及び管理等を目的とする株式会社である（乙第1号証「会社概要」）。

イ 本件建物の設計・建築

訴外澤本は、平成27年10月、被告岩丸建設に対し、ファッションブランド「Koji Sawamoto Paris」の店舗として本件建物の設計の設計・建築を依頼した。

原告は、平成28年6月、訴外澤本から本件建物の設計の外観デザインの監修の依頼を受けた（甲第2号証「連絡書」）。

原告は、上記依頼を承諾し、本件建物の外観デザインの設計図面・デザイン資料を作成し（甲第5号証「原告設計図面」）、甲第6号証「原告デザイン画」）、立体模型（甲第7号証「原告模型」。以下「原告模型」という。）を作成した。

被告は、平成28年9月14日、「Koji Sawamoto Paris」の事務所で訴外澤本と打合せをし、原告も同席した。

被告は、本件打合せにおいて、原告から原告との共同設計の提案を受けたが、その場で被告担当者は承諾しなかった。さらに、本件打合せ後に、原告と被告が接触したことはない。

本件建物は、平成30年1月に完成した。本件建物は建築の著作物に当たる。

ウ 本件建物に係る受賞歴等

被告岩丸建設は、平成30年1月、本件建物を一般社団法人東京空間デザイン協会の「TSA 東京空間デザイン賞 2018」に、本件建物の著作者が被告岩丸建設のみであると表示して応募した。

上記協会は、平成30年12月18日、本件建物を「C 部門 商業・サービス空間部門」の大賞作品とし、その「作品代表者」を「岩丸建設」と表示して発表した（甲第8号証「一般社団法人東京空間デザイン協会ホームページ」）。

被告岩丸建設は、自社のホームページに上記の受賞歴を被告の単独作品として掲載した（甲第9号証「被告会社ホームページ」）。

エ 本件リツイート行為等

原告が平成30年2月、別紙写真の著作物目録記載の本件建物の模型写真を、原告事務所のホームページで掲載していたところ（甲第10号証「原告事務所ホームページ写真」）、インターネット上の氏名不詳者がツイッターに無断転載し、

タイムラインに下記のコメントをツイートした。

記

「@ショップマニア:最近話題のショップにカバー変更。これって、「Koji Sawaoto Paris」表参道店にそっくりじゃね?神宮寺だってよ?たしか、この前、岩丸デザインで受賞記事出てたよな?ヤヴァイ、盗作? #盗作」(甲第11号証「ツイッター画面」)

これに対し、被告は、上記のツイートに対しリツイート行為を行い、上記のツイートに対して被告自身も下記のコメントを投稿した。

記

「建築デザイナーの神宮寺 紫苑氏がホームページ上で「Koji Sawamoto Paris」表参道店の店舗の外観デザインと称する模型について、自らがデザイナーとして紹介していますが、同店のデザイン設計はすべて岩丸建設が行ったものです。神宮寺氏の模型作品は何の関係もありません。(甲第12号証「被告リツイート画面」)。

上記のリツイート行為によって、原告の本件写真はインターネット上に拡散された。

2 争点1・原告は本件建物の「共同著作者」かについて

ア 著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法2条1項1号)と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということはできない。また、「建築の著作物」(同法10条1項5号)とは、現に存在する建築物又はその設計図に表現される観念的な建物であるから、当該設計図には、当該建築の著作物が観念的に現れているといえる程度の表現が記載されている必要があると解すべきである。

イ 上記のとおり、原告は、訴外澤本から本件建物の外観に関する設計の依頼を受け、日本の伝統柄をデザインの源泉とし、一見洗練された現代的なデザインのように見えるが「日本」を暗喩できるものとするとの設計思想に基づいて、原告設計資料及び原告模型を作成し、訴外澤本に対し、本件建物の外装スクリーンの上部分部分を立体形状の組亀甲とすることを含めた設計案を提示している。そして、この時点において、被告岩丸建設は、上記部分を立体形状の「毘沙門亀甲」とする

ことに着想していなかった（争いのない事実）。

しかしながら、上記のとおり、原告設計資料及び原告模型に基づく原告の上記提案は、上記の内容が記載された被告岩丸建設設計資料を前提に、当該資料のうちの外装スクリーンの上部部分のみを変更したものであり、上記提案には、伝統的な和柄である「毘沙門亀甲柄」を立体形状とし、同一サイズの白色として等間隔で同一方向に配置、配列することは示されているが、実際建築される建物に用いられる「毘沙門亀甲柄」より大きいイメージとして作成されたものであるため、実際建築される建物に用いられる具体的な配置や配列は示されておらず、他に、具体的なピッチや密度、幅、厚さ、断面形状も示されていない。

一方で、上記のとおり、「毘沙門亀甲柄」は、伝統的な和柄であり、平面形状のみならず、建築物を含めて立体形状として用いられている例が複数存在し、建築物の図案集にも掲載されている。

そうすると、原告設計資料及び原告模型に基づく原告の提案は、被告岩丸建設設計資料を前提として、その外装スクリーンの上部部分に、白色の同一形状の立体的な「毘沙門亀甲柄」を等間隔で同一方向に配置、配列するとのアイデアを提供したものにすぎないというべきであり、仮に、表現であるとしても、その表現はありふれた表現の域を出るものとはいえず、要するに、建築の著作物に必要な創作性の程度に係る見解の如何にかかわらず、創作的な表現であると認めることはできない。

更に付言すると、原告の上記提案は、実際建築される建物に用いられる「毘沙門亀甲柄」の具体的な配置や配列は示されていないから、観念的な建築物が表現されていると認めるに足りる程度の表現であるともいえない。

以上によれば、本件建物の外観設計について原告の共同著作者としての創作的関与があるとは認められない。

ウ これに対し、原告は、原告設計資料及び原告模型に基づく原告の上記提案は、建物の外観に用いられることが多くない「毘沙門亀甲柄」を選択し、「毘沙門亀甲柄」を用いるというアイデアから想定される複数の表現から特定の表現を選択して決定するものであることや、「毘沙門亀甲柄」部分の光の表現についても具体的に決定されているものであることをもって、創作的な表現である旨主張する。

しかしながら、「毘沙門亀甲柄」は、建築物の図案集にも掲載され、実際に建築物に用いられている例が複数存在することは上記のとおりであり、建物の外観に「毘沙門亀甲柄」を用いること自体がありふれていないということとはできない。

また、原告設計資料及び原告模型に基づく原告の提案は、上記のとおり、「毘沙門亀甲柄」の大まかな色、形状、配置、配列が決定されているにすぎず、一般的な「毘沙門亀甲柄」として紹介されている例と比較しても、個性の発露があると認めるに足りる程度の創作性のある表現であるということとはできない。さらに、原

告の主張する「光の表現」は、具体的に明らかではなく、この点をもって創作性を認めることはできない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

エ 仮に、本件建物の外観設計における原告の創作的関与の有無の点を措いても、前記のとおり、被告岩丸建設の設計担当者は、本件打合せで原告から原告設計資料及び原告模型に基づく提案内容の説明を聞いたことはあるが、原告との共同設計の提案を承諾しておらず、さらにその後、原告と接触ないし協議したことは一度もない。この点、原被告間に共同設計の事実があったかについては、原告は被告担当者が原告の設計資料をその場から持ち帰ったと主張するが、被告担当者は明確に否定しており、他に原告の主張を裏付ける証拠もない。

また、上記のとおり、原告の設計思想は、本件建物の「ファサード」を、日本の伝統柄をデザインに採用して「日本」を暗喩できるものとしつつ、都市の空間に浮かび上がる「光のマジック」を表現するなどというものであるのに対し、本件建物の被告岩丸建設の設計思想は、「毘沙門亀甲柄」のもつ幾何学構造に着目したモダンな現代的デザインなどというものであって、原告と被告岩丸建設の設計思想は異なる、そして、上記のとおり、原告の提案内容と完成後の本件建物は、外装スクリーンの上部分に「毘沙門亀甲柄」を採用した点が共通するものの、少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違しており（具体的には、原告設計資料及び原告模型には、本件建物の外装の上部に同じ形状及びサイズの白色の「毘沙門亀甲柄」を等間隔で同一方向に配置、配列することとする、ピッチを「@≒500mm」、巾を「≒150mm」、向きを鉛直、隙間を「△辺≒200mm」とする格子が記載されており、この他に、外装スクリーンの寸法や、格子のピッチ、密度、隙間、幅、厚さ、断面形状、表面処理に関する具体的な記載はない。これに対し、本件建物においては、その2階以上の外装部分は、アルミキャストを素材とする白色の立体格子構造とされ、ピッチは「@250mm」、巾は「90mm」、向きは斜光、隙間は「△辺94mm」の格子が用いられ、横方向が強調された配列とされている。）、建物の外観に関する表現上の重要な部分、すなわち本質的特徴といえる点において多くの相違点がある。

これらの事情に照らせば、原告と被告岩丸建設の間に共同創作の意思や事実があったとは認められず、両者が本件建物の外観設計を「共同して創作」したと認めることはできない。

オ 以上によれば、原告が本件建物の共同著作者であると認めることはできない。

3 争点2・原告は本件建物の「原著作物」の「著作者」かについて

ア 上記のとおり、原告設計資料及び原告模型に基づく原告の提案は創作的な表現であるとはいえないから、これに著作物性を認めることはできない（更に付言すると、建物の著作物性を認めることもできない。）。

イ また、仮に、原告設計資料及び原告模型に係る原告の提案についての著作物性の有無の点を措いても、上記のとおり、原告設計資料及び原告模型と本件建物とは、その表現上の重要な部分において多くの相違点があり、本件建物から原告設計資料及び原告模型における表現上の本質的特徴を感得するとまでは言い難い。したがって、被告岩丸建設が原告設計資料及び原告模型に係る原告の提案を翻案して本件建物の設計を完了したとか、本件建物が上記提案の二次的著作物に当たるとは認められない。

ウ 以上によれば、原告が本件建物の原作者であると認めることはできない。

4 争点3・本件リツイート行為は著作権侵害に当たるのかについて

ア 本件写真の画像が本件アカウントのタイムラインに表示されるのは、本件リツイート行為により同タイムラインのURLにリンク先である流通情報のURLへのインラインリンクが自動的に設定され、同URLからユーザーのパソコン等の端末に直接画像ファイルのデータが送信されるためである。すなわち、流通情報各URLにデータは一切送信されず、同URLからユーザーの端末への同データの送信も行われなから、本件リツイート行為は、それ自体として上記データを送信し、又はこれを送信可能化するものでなく、公衆送信（同法2条1項7号の2、9号の4及び9号の5、23条1項）に当たるとはないと解すべきである。

また、このようなツイートの仕組み上、本件リツイート行為により本件写真の画像ファイルの複製は行われなから複製権侵害は成立せず、画像ファイルの改変も行われなから同一性保持権侵害は成立しないし、本件リツイート者らから公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから氏名表示権侵害も成立しない。

さらに、流通情報のURLからユーザーの端末に送信された本件写真の画像ファイルについて、本件リツイート者らがこれを更に公に伝達したことはうかがわれなから、公衆伝達権の侵害は認められないし、その他の公衆送信に該当することをいう原告の主張も根拠を欠くというほかない。そして、以上に説示したところによれば、被告は、本件写真の画像ファイルを著作物として利用したとは認められないから、著作権法113条6項所定のみなし侵害についても成立の前提を欠くことになる。したがって、原告の主張する各権利ともその侵害が明らかであるということとはできない。

イ これに対し、原告は、本件リツイート行為による流通情報のURLからクライアントコンピューターへの本件写真の画像ファイルの送信が自動公衆送信に当たり、本件リツイート者らをその主体とみるべきであるから、本件リツイート行為が公衆送信権侵害となる旨主張する。そこで判断するに、本件写真の画像ファイルをツイッターのサーバーに入力し、これを公衆送信し得る状態を作出したのは

氏名不詳者のアカウントの使用者であるから、上記送信の主体は同人であるとみるべきものである。一方、本件リツイートを行った被告が送信主体であると解すべき根拠として原告が挙げるものについてみるに、ツイッターユーザーにとってリツイートは一般的な利用方法であること、本件リツイート行為により本件ツイートは形式も内容もそのまま本件アカウントの各タイムラインに表示されており、リツイートであると明示されていることが認められる。そうすると、本件リツイート行為が本件アカウントの使用者にとって想定外の利用方法であるとは評価できないし、被告が本件写真を表示させることによって利益を得たとも考え難いから、これらの点から被告が自動公衆送信の主体であるとみることはできない。以上のとおり、原告の主張はいずれも採用できず、本件リツイート行為によって原告の著作権又は著作者人格権が侵害されたことが明らかであるとはいえないから、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

5 結語

以上によれば、原告は、「本件建物」の共同著作者ではなく、「原著作物」の著作者ではない以上、著作権及び著作者人格権を有しない。さらに原告に対するリツイート行為も著作権、著作者人格権を侵害しているとはいえないから、原告の請求は認められない。

よって、主文のとおり判決する。

令和元年7月14日

日本大学三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官	小	林	陸
裁判官	稲	葉	敦 紀
裁判官	阿	部	寛 治

<判決文要旨>

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

次に、理由を述べます。

理 由

・本件の争点

- (1) 原告は本件店舗の「共同著作者」か。(争点1)
- (2) 原告は本件店舗の「原著作物」の「著作者」か。(争点2)
- (3) リツイート行為は著作権侵害にあたるのか。(争点3)

・当裁判所の判断

1. 争点1について（争点1 原告は本件店舗建物の「共同著作者」か？）

著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。

また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということはできない。

本件の原告設計資料及び原告模型に基づく原告の提案は、被告岩丸建設設計資料を前提として、その外装スクリーンの上部分に、白色の同一形状の立体的な「毘沙門亀甲柄」を等間隔で同一方向に配置、配列するとの「アイデア」を提供したものにすぎないというべきであり、仮に、表現であるとしても、その表現は「ありふれた表現」の域を出るものとはいえず、要するに、建築の著作物に必要な創作性の程度に係る見解の如何にかかわらず、創作的な表現であると認めることはできない。

また「毘沙門亀甲柄」は、建築物の図案集にも掲載され、実際に建築物に用いられている例が複数存在することは事実であり、建物の外観に「毘沙門亀甲柄」を用いること自体が創作的表現であるということとはできない。

仮に原告の提案が何らかの「著作物」に当たるとしても、原告の提案内容と完成後の本件建物は、外装スクリーンの上部分に「毘沙門亀甲柄」が採用されている点は共通するが、

少なくとも立体格子の柄や向き、ピッチ、幅、隙間、方向が相違しており、建物の外観に関する表現上の重要な部分、すなわち本質的特徴といえる点において多くの相違点がある。

これらの事情に照らせば、原告と被告岩丸建設の間に「共同創作の意思」及び「共同創作の事実」があったとは認められず、両者が本件建物の外観設計を「共同して創作」したと認めることはできない。

この点、原告は、被告担当者が原告の提案を断っていない、あるいは、原告の提案資料を被告担当者がその場から持ち帰って利用した等主張するが、他方、被告担当者は原告の提案を明確に断ったと証言しており、他に原告の主張を裏付ける証拠もない。さらにその後、原告と接触ないし協議したことは一度もないことは明らかとなっており、原告の主張は採用できない。

2. 争点2について（原告は本件店舗（二次的著作物）の原著作物の著作者か？）

上記のとおり、原告設計資料及び原告模型に基づく原告の提案は「創作的な表現」であるとはいえないから、これに「著作物」性を認めることはできない。また、原告設計資料及び原告模型と本件建物とは、その表現上の重要な部分において多くの相違点があり、本件建物から原告設計資料及び原告模型における表現上の「本質的特徴」を感得することはできない。したがって、被告岩丸建設が原告設計資料及び原告模型に係る原告の提案を「翻案」して本件建物の設計を完了したとか、本件建物が上記提案の「二次的著作物」に当たるとは認められない。

以上によれば、原告が本件建物の「原著作物」であると認めることはできない。

3. 争点3について（リツイート行為は著作権侵害にあたるのか？）

本件写真の画像が本件アカウントのタイムラインに表示されるのは、本件リツイート行為により同タイムラインのURLにリンク先である流通情報のURLへのインラインリンクが自動的に設定され、同URLからユーザーのパソコン等の端末に直接画像ファイルのデータが送信されるためである。すなわち、流通情報各URLにデータは一切送信されず、同URLからユーザーの端末への同データの送信も行われなから、本件リツイート行為は、それ自体として上記データを送信し、又はこれを送信可能化するものでなく、「公衆送信」に当たるとはないと解すべきである。

また、被告から公衆への本件写真の提供又は提示があるとはいえないから「氏名表示権」侵害も成立しない。以上のとおり、原告の主張はいずれも採用できず、本件リツイート行為によって原告の著作権又は著作者人格権が侵害されたことが明らかであるとはいえないから、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がない。

4. 以上によれば、原告は、「本件建物」の共同著作者ではなく、「原著作物」の著作者ではない以上、著作権及び著作者人格権を有しない。さらに原告に対するリツイート行為も著作権、著作者人格権を侵害しているとはいえないから、原告の請求は認められない。

よって、主文のとおり判決する。

令和元年7月14日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官 小 林 陸

裁判官 稲 葉 敦 紀

裁判官 阿 部 寛 治